

市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領（案）

平成 2 9 年 6 月

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

－ 目 次 －

1 はじめに	・ ・ ・	1
2 業務概要	・ ・ ・	1
3 プロポーザルの概要	・ ・ ・	1
4 質問書の提出および回答	・ ・ ・	3
5 参加資格要件	・ ・ ・	4
6 参加意思表明書の提出	・ ・ ・	6
7 技術提案書の提出	・ ・ ・	10
8 技術提案書の無効	・ ・ ・	12
9 一次審査（技術提案書等の審査）	・ ・ ・	12
10 公開プレゼンテーション	・ ・ ・	15
11 最終審査（特定・非特定に関する事項）	・ ・ ・	16
12 設計業務委託契約	・ ・ ・	16
13 提出書類の取り扱いおよび著作権	・ ・ ・	17
14 その他	・ ・ ・	18

1 はじめに

市立秋田総合病院改築の基本設計業務にあたり、質の高い優れたアイデアを提案できる設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

市立秋田総合病院改築基本設計業務

(2) 業務内容

本業務は、市立秋田総合病院改築基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、市立秋田総合病院改築に係る基本設計業務を行うものである。

また、確実かつ迅速に次の行程（実施設計）へと繋げるため、課題の整理と解決策の実行、関係者との協議等、必要な関連作業を総合的に進めるものである。

なお、業務内容の詳細は、別添の「市立秋田総合病院改築基本設計業務委託特記仕様書」によるものとする。

(4) 契約限度額 107,686,800円（消費税および地方消費税を含む。）

(5) 履行期間 契約締結の日から平成30年5月31日まで

(6) 発注者 地方独立行政法人 市立秋田総合病院 理事長 小松 眞史

(7) 事業スケジュール

基本設計：平成29年9月～平成30年5月

実施設計：平成30年6月～平成31年6月（予定）

建設工事：平成31年度～平成34年度（予定）

開院：平成34年度（予定）

(8) 留意事項

① 本プロポーザルでの技術提案の内容は、基本構想に基づいた優れた考え方や高度な技術力を持つ設計者を選定するための「案」であり、本業務の履行にあたっては、発注者との協議により設計業務を進めるものとする。

② 発注者が開催する改築関係の院内協議や住民説明会等には、基本設計受託者も参加することとする。また、議会資料等の作成も行うものとする。

(9) 仕様書等

本業務における仕様書等は以下のとおりであり、市立秋田総合病院のホームページ（<http://akita-city-hospital.jp>）に公開する。

① 市立秋田総合病院改築基本構想（平成29年3月）（別添1）

② 建築工事設計業務委託共通仕様書（別添2）

③ 市立秋田総合病院改築基本設計業務委託特記仕様書（別添3）

④ 市立秋田総合病院改築基本設計業務委託契約書（案）（別添4）

3 プロポーザルの概要

(1) 名称 市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル

- (2) 主催者 地方独立行政法人 市立秋田総合病院 理事長 小松 眞史
- (3) 事務局 地方独立行政法人 市立秋田総合病院 病院建設準備室
住所：〒010-0933 秋田県秋田市川元松丘町4番30号
電話：018-823-4171
FAX：018-866-7026
E-mail：ro-hocp@city.akita.lg.jp
URL：<http://akita-city-hospital.jp>

(4) 最優秀提案者等の選定

本プロポーザルにより、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）および最優秀提案者に次いで優れた提案を行った者（以下「優秀提案者」という。）をそれぞれ1者選定する。

① 選定方法

ア 参加資格審査〔非公開〕

主催者が、提出のあった参加意思表明書により参加資格の有無を確認のうえ、技術提案書の提出を求める。

イ 一次審査〔非公開〕

市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提出のあった技術提案書等を評価基準等により審査し、公開プレゼンテーションへの参加を求める者を5者程度選定する。

ウ 公開プレゼンテーション

提出された技術提案書の内容に関し、提案者によるプレゼンテーションおよび審査委員会によるヒアリングを実施する。

エ 最終審査〔非公開〕

審査委員会が、技術提案書等の提出書類および公開プレゼンテーション等の内容を踏まえ総合的に評価したうえで、最優秀提案者および優秀提案者を選定する。

② 審査委員会

設計者の選定にあたっては、次の委員で構成される審査委員会において審査を行うこととしている。

氏名	所属
上野 淳	首都大学東京 学長
中山 茂樹	千葉大学工学部建築学科 教授
西田 哲也	秋田県立大学システム科学技術学部建築環境システム学科 教授
辻 直文	秋田市福祉保健部 部長
小松 眞史	地方独立行政法人市立秋田総合病院 理事長
伊藤 誠司	地方独立行政法人市立秋田総合病院 病院長

※所属等は公告日現在のものである。

(5) プロポーザル日程 (予定)

手続等	期間・期日・期限
プロポーザルの公告	平成29年6月7日(水)
プロポーザル仕様書等の閲覧期間	平成29年6月7日(水)から 平成29年8月7日(月)まで
本プロポーザルに関する質問の受付期間	平成29年6月7日(水)から 平成29年6月14日(水)午後5時まで
質問書の回答	平成29年6月20日(火) (予定)
回答書の閲覧期間	平成29年6月20日(火)から 平成29年8月7日(月)まで
参加意思表明書の提出期間	平成29年6月21日(水)午前9時から 平成29年6月27日(火)午後5時まで
参加資格確認結果通知 および技術提案書提出要請	平成29年6月30日(金) (予定)
技術提案書の受付期間	平成29年6月30日(金)から 平成29年8月7日(月)午後5時まで
第1次審査結果通知および公開プレゼンテーション参加要請	平成29年9月1日(金) (予定)
公開プレゼンテーション実施	平成29年9月16日(土) (予定)
最終審査実施・最終審査結果通知(特定・非特定の通知)	平成29年9月下旬(予定)

4 質問書の提出および回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(様式第11号)を作成のうえ、事務局に持参、郵送(簡易書留郵便に限る。)又は電子メール(送信後に電話により到達を確認すること)により提出すること。(※電話、口頭での受付は行わない。)

質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号およびFAX番号並びに電子メールアドレスを明記すること。

(2) 質問書の受付期間

公告の日から平成29年6月14日(水)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

回答は平成29年6月20日(火)(予定)に質問者に対して電子メールにより行うほか、平成29年8月7日(月)まで市立秋田総合病院のホームページに掲載する。
なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

5 参加資格要件

技術提案書を提出しようとする者は、次の(1)から(3)に掲げる全ての要件を満たしている設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

(1) 基本的要件

- ① 秋田市測量等入札制度実施要綱第6条第1項に規定する資格者名簿のうち建築関係建設コンサルタント業務(建築一般部門に限る。)に係るもの(平成28・29年度適用分に限る。以下「資格者名簿」という。)に登載されていること。ただし、登載されていない者については、技術提案書の提出日までに登載されていること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。
- ④ 秋田市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者(例:成年被後見人、被保佐人等)又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者のいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- ⑧ 参加意思表明書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- ⑨ 審査委員会の委員および審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織および当該組織に所属する者でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

- ① 共同企業体は、2者または3者による自主結成であること。また、代表者の出資比率は過半であること。
- ② 代表者以外の構成員は、すべて秋田市に本社を有すること。
- ③ 代表者以外の構成員の出資比率は、1者の場合20%以上、2者の場合は合計30%以上であること。
- ④ 各構成員は、技術提案書を提出しようとする他の共同企業体の構成員でない

こと。

(3) 業務実施上の要件

① 業務の実施体制

ア 管理技術者【注1】1名と、「総合、構造、電気、機械」の業務分野【注2】の主任技術者【注3】をそれぞれ1名選任すること。

イ 管理技術者は、共同企業体の代表者の組織に属する者から選任すること。

ウ 主任技術者は、共同企業体の構成員の組織に属する者の中から1名選任すること。

エ 配置予定技術者（参加資格で配置を求める技術者をいう。）は、参加意思表示期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

オ 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。

カ 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

キ 共同企業体の構成員の組織に属する者の中から、本業務に日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタントを1名従事させること。

② 配置予定技術者の資格等

ア 管理技術者

(a) 一級建築士であること。

(b) 現在の所属法人等に属し、単独又は共同企業体(代表者としての実績に限る。)の管理技術者、「総合」業務分野の主任技術者またはこれに準ずる立場として、過去15年間(平成14年度以降。以下同じ。)に、病床数が300床以上の新築又は改築(建築基準法(昭和25年法律第201号)による。以下同じ。)工事が完成した病院【注4】の基本設計および実施設計の業務を行った実績があること。

イ 主任技術者

(a) 必要な資格および実務経験年数は、次表のとおりとする。

区分	業務分野 (配置人数)	必要となる資格および経験年数・実績 (①～③のいずれかに該当すること)
主任 技術者	総合 (1名)	①一級建築士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)
	構造 (1名)	①構造設計一級建築士 ②一級建築士
	電気 (1名)	①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③建築設備士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)
	機械 (1名)	①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③建築設備士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)

(b) 管理技術者、当該分野の主任技術者又はこれらに準ずる立場として、過去15年間に、新築又は改築工事が完成した病院の基本設計および実施設計の業務を行った実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）。

【注1】 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務上の管理および統括等を行う者で、「市立秋田総合病院改築基本設計業務委託契約書(案)第15条」（別添4）の定義による。

【注2】 業務分野の分類は下表による。

業務分野	業務内容
総合	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号および第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」および「昇降機等」に係るもの

【注3】 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

【注4】 「病院」とは、独立行政法人、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）のことをいう。

(4) 参加に対する制限

- ① 応募者1者につき複数の応募は認めない。
- ② 構造、電気又は機械業務分野の担当技術者を共同企業体の協力事務所に担当させる場合は、他の共同企業体の構成員と重複しないこと。
- ③ 本プロポーザルに関して、審査委員会の委員との接触は行わないこと。

6 参加意思表明書の提出

(1) 参加意思表明に必要な資料等の配布

参加意思表明に必要な提出様式等は公告の日から、市立秋田総合病院のホームページにおいて配布する。

(2) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
- ② 建築士事務所登録証明書（申請日の3か月前の日以降に交付を受けたもの）
- ③ 管理技術者の経歴等（様式第2号）およびその添付書類
- ④ 主任技術者の経歴等（様式第3号）およびその添付書類
- ⑤ 担当技術者の経歴等（様式第4号）およびその添付書類
- ⑥ 提出様式第2号から第4号に記載した配置予定技術者の直接的かつ恒常的

な雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写し等

- ⑦ 協力事務所の名称等（様式第5号）
- ⑧ 在籍証明書（様式第6号）
- ⑨ 建設コンサルタント業務等共同企業体参加資格認定申請書（様式第7号）
- ⑩ 建設コンサルタント業務等共同企業体協定書（様式第8号）

(3) 参加意思表明書の作成および記載上の留意事項

記載事項	記載上の留意事項
様式 第1号	共同企業体の名称および代表者の住所、商号又は名称および職氏名等を記載し、代表者印を押印すること。
様式 第2号 第3号 第4号	<p>管理・主任技術者の経歴等について記載する。なお、各技術者について、複数の候補者の記載は認めない。</p> <p>①氏名：技術者の氏名を記載する。</p> <p>②生年月日：技術者の生年月日（和暦）および年齢（参加意思表明書提出日現在）を記載する。</p> <p>③所属・役職：技術者の所属する組織名および役職を記載する。</p> <p>④略歴：「当該業務分野の従事期間（公告日現在）」は、次の「d）当該業務分野の従事期間」を合計して記載する。</p> <p>a)従事期間</p> <p>b)従事した法人等の商号（会社名）等 ：今まで従事したすべての勤務先とその従事期間を記載する。</p> <p>c)職務内容 ：上段には職務内容、下段の括弧内には、その職務内容に対応する業務分野（総合、構造、電気、機械のいずれか）を記載する。ただし、職務内容が担当する業務分野以外であるときは、括弧内は空欄のままとする。</p> <p>d)当該業務分野の従事期間 ：職務内容が担当する業務分野である場合には、その従事期間を記載する。職務内容が担当する業務分野以外である場合は、記載しない。</p> <p>※略歴が用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載して添付する。</p> <p>⑤保有資格等 技術者の保有する次の資格表の資格のうち、担当する業務分野の資格について、すべて記載する。なお、管理技術者および主任技術者の資格については、「参加資格要件」と「評価する資格」が異なるため、記載にあたっては留意すること。</p> <p>【資格表】</p>

区分	業務分野	記載すべき技術者資格
管理技術者	総合	①一級建築士
主任技術者	総合	①一級建築士
	構造	①構造設計一級建築士 ②一級建築士
	電気	①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③建築設備士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)
	機械	①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③建築設備士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)

※「資格取得後の実務経験年数」は、公告日現在における実務経験年数(1年未満は切り捨て)を記載する。

⑥過去の同種業務の実績

管理技術者および主任技術者は、設計業務実績について、それぞれ1件以上記載すること。なお、「参加資格要件」と「評価する資格」が異なるため、記載にあたっては留意すること。

a)業務名

b)発注者(事業主)
:発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。

c)受注形態
:上段には、受注した形態(単独、共同企業体(代表)、共同企業体(構成員)、協力事務所のいずれか)に○をする。「共同企業体」とは、設計業務の共同企業体として、共同企業体協定書等を締結した出資比率が20%以上のものをいう。「協力事務所」とは、設計業務の元請事務所から再委託された事務所とする。下段括弧内には、共同企業体に該当する場合は他の構成員、協力事務所に該当する場合は再委託を受けた契約相手方を記載する。

d)業務概要
:上段には施設の用途および構造・規模(階数・構造・延べ面積等)を記載する。下段には、業務分野(総合、構造、機械、電気)および携わった立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者等)を記載する。

	<p>【記入例】病院、鉄筋コンクリート造、地上10階、延べ面積32,000㎡、400床（総合・主任技術者として従事）</p> <p>e)業務期間 :委託契約等の業務期間を記載する。</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加意思表示期限の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる資料（健康保険被保険者証の写し等） ・ ⑤保有資格等に記載した資格を証する書面等の写し ・ ⑥過去の同種業務の実績に記載した、業務実績が確認できる次のア～オの書類を添付する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該業務の設計委託契約書の写し イ 当該業務で基本設計および実施設計を行った実績がわかる書類 ウ 当該業務を担当したことを確認できる書類（管理技術者・主任技術者・担当技術者通知書〔名簿〕等の写し、設計業務計画書等、配置技術者通知書の写し等） エ 実績としての建物を確認できる次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による確認済証の写し又は検査済証の写し若しくは、建築士法上の台帳の写し等） ・ 当該施設概要の資料（平面図等、施設パンフレット等。A3判の場合は5枚以下とし、A4折りとすること。<u>病院については病床数が確認できるものとする。</u>） オ 共同企業体の代表として実績がある場合は、代表であること、出資比率が20%以上であることが確認できる書類（共同企業体協定書等の写し等）
<p>様式 第5号</p>	<p>業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の名称、再委託する理由および内容等を記載する。1枚に記載しきれない場合は、コピー等をして記載すること。</p> <p>なお、当該事項がない場合は、提出しなくてもよい。</p>
<p>様式 第6号</p>	<p>管理技術者、主任技術者および担当技術者について提出する。（協力事務所より選任された担当技術者を含む。）</p>

(4) 提出期間・時間

提出期間：平成29年6月21日(水)から平成29年6月27日(火)まで
(休日を除く。期限まで必着のこと)

時間：午前9時から午後5時まで

(5) 提出方法・提出先

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により、事務局まで1部提出。

※提出にあたっては、それぞれ様式番号を記したインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じること。

(6) 参加資格審査（参加資格の確認）結果の通知

① 参加資格の確認結果は全ての申請者に対し、参加資格確認結果通知書により通知する。

ただし、参加資格を有しないことと決定された者には、資格なしと決定された理由を明らかにして通知するものとする。

② ①で資格なしの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、主催者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

7 技術提案書の提出

(1) 技術提案に必要な資料等の配布

技術提案書に必要な提出様式等は公告の日から、市立秋田総合病院のホームページにおいて配布する。

(2) 提出書類

① 技術提案書の提出について（様式第9号）

② 特定テーマに対する技術提案（様式第10号）

(3) 特定テーマ

本業務において技術提案を求める「特定テーマ」は、以下に示す事項とする。なお、各テーマに基づくイメージ図（内外観、平面、断面等）も含め提案すること。

① 『患者さんの笑顔のための施設整備』

「秋田市バリアフリー基本構想」、「エイジフレンドリーシティ構想」および関連する諸計画の実現に向けて、高齢者や障がい者など様々な患者に配慮した配置・平面計画の考え方を提案すること。

また、住宅地に囲まれた狭隘地であり、高低差を有する現敷地において、上記に配慮した効果的な敷地利用計画と動線計画について提案すること。なお、工事期間中（新築・解体工事共）に運営される病院の安全性・利便性の確保についても考慮すること。

② 『人が育つ働きがいのある施設整備』

スタッフが利用しやすいように、関連する部門の近接性やつながり、人や物の流れを考慮し、業務効率の向上を図る部門配置について提案すること。

また、より高い医療水準を維持するため、診療に専念できる職場環境を整備し、優秀な医療従事者の安定的な確保と、人が育つ環境整備の考え方につ

いて提案すること。

③ 『多様化する医療の変化に対応可能な施設整備』

日々変化・進歩する医療制度や医療技術に対応するため、将来の改修等に対して、構造や仕上げ等、どのようにフレキシビリティを確保するのか、具体的な施設整備方針を提案すること。

④ 『経営の視点を考慮した施設整備』

将来の経営負担軽減のため、建設事業費を含めたライフサイクルコスト抑制策として、建物の長寿命化や環境負荷低減を踏まえた材料・設備・構造・工法等の採用や、工期の短縮化等について提案すること。

⑤ 『地球環境に配慮した施設整備』

自然エネルギーの有効活用や、二酸化炭素排出量抑制など、地球環境にやさしい施設整備方針について提案するとともに、秋田市の地域性（気候・風土等）や病院周辺環境についても配慮すること。

(4) 技術提案書の作成および記載上の留意事項

記載事項	記載上の留意事項
様式 第9号	共同企業体の名称および代表者の住所、商号又は名称および職氏名等を記載し、正本1部に代表者印を押印すること。（※本様式の副本への添付は不要とする。）
様式 第10号	7(3)に示した特定テーマに対する提案内容を記載する。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。 ①様式はA3判横とし、片面印刷で3枚以内とする。 ②提案は、基本的な考え方を簡潔に記載すること。また、内容は特定テーマごとに分類するなど、どのテーマに属する内容なのかをわかりやすく表現すること。 ③視覚的表現は自由とし、各特定テーマに沿って適宜説明しやすい表現方法を用いて差し支えない（縮尺・方位等記載すること）。ただし、模型制作および模型写真は不可とする。 ④提案者（共同企業体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。

(5) 提出期間・時間

提出期間：参加資格確認結果通知日から平成29年8月7日（月）まで
（休日を除く。期限まで必着のこと。）

時 間：午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 提出方法・提出先

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により、事務局まで提出すること。

ア 提出部数は正本 1 部、副本 10 部とする。

※提出にあたっては、それぞれ様式番号を記したインデックスを付け、左側 2 カ所をホチキス止めとすること。

イ 上記アの他、電磁的書類を電子媒体で 1 部提出。

※PDF 形式とし、ファイルは様式別に分けること。また、ファイル名は様式番号（例：様式第〇〇号）とすること。

8 技術提案書の無効

次のいずれかに該当する技術提案書は無効とする。

- (1) 技術提案書の提出期限の日から受託予定者の特定通知の日までの間において、「5. 参加資格要件」に掲げる要件を満たさないことが確認された者の提出した技術提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている技術提案書
- (3) 関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められる者が提出した技術提案書
- (4) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない技術提案書
- (5) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる技術提案書

9 一次審査（技術提案書等の審査）

(1) 選定方法

審査委員会が、技術提案書等の提出書類について、下記(2)技術提案書を選定するための評価基準および(3)評価要領に沿って審査を行い、評価点の高い者から順に 5 者程度、公開プレゼンテーションに参加を求める者を選定する。

(2) 技術提案書を選定するための評価基準

技術提案書を選定するための評価項目、判断基準並びに配点は、次表のとおりである。

評価項目	評価の着目点				配点	
	判断基準				小計	
資格	業務分野の技術者資格	管理技術者： 業務分野について、資格の内容を評価要領により評価する。		管理技術者	5	10
		主任技術者： 各業務分野について、資格の内容を評価要領により評価する。	主任技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気	1	
機械	1					
技術力	技術者の同種業務の実績	管理技術者： 過去 15 年間に於ける病床数 300 床以上の病院の業務実績を、以下の順で評価する。 ① 3 件以上 ② 2 件 ③ 1 件		管理技術者	5	15
		主任技術者： 過去 15 年間に於ける病床数 100 床以上の病院の業務実績を、以下の順で評価する。 ① 2 件以上 ② 1 件 ③ 0 件	主任技術者	総合	4	
				構造	2	
				電気	2	
機械	2					
技術提案	特定テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合がとれているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。		15	75
		②	テーマ②について同上。		15	
		③	テーマ③について同上。		15	
		④	テーマ④について同上。		15	
		⑤	テーマ⑤について同上。		15	
合計					100	

(3) 評価要領

上記(2)技術提案書を選定するための評価基準に示す各評価項目の配点に、下記の評価ウエイトを乗じて算出したものの合計を評価点とする。

① 業務分野の技術者資格は下表により評価する。

業務		評価する技術者資格	評価ウエイト
管理技術者		日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタント資格を有する者	1.0
		上記資格なし	0.5
主任 技術者	総合	一級建築士(資格取得後10年以上の実務経験を有する者)	1.0
	構造	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)	0.5
	電気	設備設計一級建築士	1.0
		一級建築士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)	0.5
	機械	設備設計一級建築士	1.0
一級建築士(資格取得後5年以上の実務経験を有する者)		0.5	

② 技術者の同種業務の実績は、下記により評価する。

ア 管理技術者

病床数300床以上の病院の 新築および改築の設計業務実績※ア	評価ウエイト
3件以上	1.0
2件	0.6
1件	0.4

※ア 過去15年間の実績であり、現在の所属企業に属し、かつ管理技術者または「総合」分野の主任技術者（これらに準ずる立場を含む）として携わった実績に限る。

イ 主任技術者

病床数100床以上の病院の 新築および改築の設計業務実績※イ	評価ウエイト
2件以上	1.0
1件	0.6
0件	0.4

※イ 過去15年間の実績であり、管理技術者または当該分野の主任技術者（これらに準ずる立場を含む）として携わった実績に限る。

③ 技術提案の評価

提出された技術提案書の内容を踏まえ、各選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各選定委員の評価点を平均して算出する（小数点以下第2位まで（四捨五入）とする。）。

評価の 着目点	評価事項	評価ウエイト				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
特定テーマに対する技術提案	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い

（4）一次審査結果の通知

- ① 公開プレゼンテーション参加者に選定された者には、選定した旨の通知を代表者に書面により行う。
- ② 公開プレゼンテーション参加者に選定されなかった者には、選定されなかった旨およびその理由（非選定理由）を付し、代表者に書面により通知する。
- ③ ②の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、主催者に対して書面により非選定理由についての説明を請求することができる。

10 公開プレゼンテーション

（1）日程および場所

- ① 日程 平成29年9月16日（土）（予定）
- ② 場所 未定

（2）実施要領

- ① 管理技術者は必ず出席すること。また、提案内容に応じて各業務分野の主任技術者が出席することも可能であるが、出席者の上限を3名とする。
- ② 出席者について、上記以外に機械操作補助者1名の出席を認めるものとする。
- ③ 提案内容の説明を、プロジェクター等の使用により15分以内（予定）で行うこと。
- ④ 説明のあと、審査委員会によるヒアリングを20分程度（予定）行う。（一般

傍聴者からの質疑は受け付けない。)

- ⑤ プレゼンテーションに関する資料は、提出した技術提案書のみを使用した静止画とし、追加資料の提出は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションのスケジュール等の詳細については、一次審査通過者決定後、速やかに該当者あてに通知する。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、当該提案者の公開プレゼンテーションを無効とする。

- ① 管理技術者が欠席した場合
- ② 出席した管理技術者および各主任技術者が、参加意思表明書等記載内容と相違した場合

11 最終審査（特定・非特定に関する事項）

(1) 特定方法

審査委員会が、技術提案書等の提出書類および公開プレゼンテーションの内容を踏まえ総合的に評価した上で、最優秀提案者および優秀提案者を特定する。

特定された者が辞退するか、「5. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点の者を特定することができるものとする。

(2) 特定・非特定結果の通知

- ① 特定された者には、特定した旨の通知を代表者に書面により行う。
- ② 特定されなかった者には、技術提案書を特定しなかった旨および特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を付し、代表者に書面により通知する。
- ③ ①、②の通知日は平成29年9月下旬を予定しているが、事情により変更することがある。
- ④ ②の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により主催者に対して非特定理由についての説明を求められることができるものとする。
- ⑤ 主催者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- ⑥ 特定・非特定の通知後、最優秀提案者および優秀提案者の特定結果を市立秋田総合病院ホームページに公表する。

12 設計業務委託契約

(1) 契約の締結交渉

本プロポーザルにより特定された最優秀提案者を優先契約交渉権者として、本業務の契約締結の交渉を行う。

- ① 契約方法は、随意契約とする。
- ② 本業務の委託料は、本病院が定める契約上限金額の範囲内とし、優先契約交渉権者が提出した見積金額(消費税および地方消費税を含む)とする。
- ③ 優先契約交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀提案者に契約交渉権が与えられる。

(2) 契約締結

- ① 市立秋田総合病院改築基本設計業務委託契約書(案)(別添4)により契約書を作成するものとする。
- ② 業務委託契約を締結したときは、速やかに特定結果を公表する。
- ③ 受託者は契約締結前に事務局あてに、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。

(3) 技術者の配置

参加意思表明書および技術提案書の提出後において、記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を要請する場合は、変更する者が同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。また、正当な理由無く配置予定の技術者を本業務に配置できなくなった場合には、本業務委託契約を締結しないこと、または解除することができるものとする。

(4) その他

- ① 技術提案書等の提出者が1者のみの場合であっても、審査基準等に従って審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、受託予定者として特定し、随意契約により委託契約を締結する。
- ② 本業務の受託者の構成員および協力事務所は、市立秋田総合病院改築に係る全ての工事入札に参加することができないものとする。
- ③ 本業務の受託者と、実施設計業務および設計意図伝達業務(設計監理)ならびに工事監理業務の委託契約の交渉を行う予定がある。

13 提出書類の取り扱いおよび著作権

- (1) 本プロポーザルに係る全ての提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを提案者において行うこと。
- (4) 提案に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、提案者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

- (5) 本病院は、本プロポーザルに関し、公表等の必要があると認められる場合には、技術提案書等は無償で使用し、複製を作成し、又は公開することができるものとする。この場合は、提案者名を明示する。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨、日時および単位：日本語、日本国通貨、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 参加意思表明書および技術提案書の作成、提出および公開プレゼンテーションへの参加等に要した費用は、申請者の負担とする。
- (3) 参加意思表明書提出以降、参加資格を失効したとき、または、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (4) 提出期限までに参加意思表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。